

平成25年8月に発生した豪雨被害に対する災害義援金の取扱いについて
－島根県江津市における災害義援金－

平成25年8月23日・24日の両日に発生した豪雨被害により、島根県江津市において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

島根県江津市（しまねけん ごうつし）

お客さまの災害義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「島根県江津市（豪雨災害義援金）」をご記入ください。

2. お取扱期間とお振込先

平成25年9月10日（火）～平成25年12月27日（金）

寄付先	災害義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
島根県 江津市	日本海信用金庫 江津支店	049	普通	0271837	江津市災害義援金 江津市会計管理者 牛尾ひとみ

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上